平成２５年（フ）第１３１号
仙台市太白区太白２丁目20番１―103号
破産者　倉形　久恵
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
宮城県多賀城市大代５丁目６番５号
破産者　大脇由絹恵
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
福島県郡山市桑野４丁目１番４号　ワタナベビル401、住民票上の住所福島県郡山市田村町栃本字河ウツ250番地
破産者　片吉美咲こと　金　　美馨
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
埼玉県八潮市大字上馬場449番地
破産者　岡崎　和江
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６２６号
埼玉県吉川市吉川団地３番３号307
破産者　洲藤　優介
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
埼玉県吉川市大字保865番地１　ドムールセゾン202号
破産者　野本　妙子
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３２１号
兵庫県宍粟市山崎町鹿沢204番地１
破産者　山國　和志
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４６３号
広島市安佐北区亀山５丁目５番12―202号、開始決定時の住所広島市安佐北区亀山６丁目38番22―34号
破産者　村上ヨシヱ
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０１号
広島市安佐南区長束１丁目23―13　305号室、開始決定時の住所広島市東区牛田新町３丁目17番12―１号
破産者　中村　定治
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３０１号
広島県庄原市山内町1634番地６
破産者　市川美智子
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０号
広島市中区舟入南１丁目６番35―503号、開始決定時の住所広島市安佐南区高取南２丁目46番16号
破産者　堺　　良輔
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８号
広島県福山市神辺町字湯野1800番地、開始決定時の住所広島県福山市神辺町字湯野1798番地１
破産者　津島　健二
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１７６号
山口市葵２丁目７番40号、開始決定時の住所山口市葵２丁目６番16号
破産者　野口　　浩
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０８号
福岡市南区平和１丁目21番57号
破産者　米澤　廣志
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４９３号
福岡市東区下原３丁目20番５号
破産者　近藤　高史
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８号
長崎県佐世保市桑木場町2619番地27
破産者　池尾　一徳
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
横浜市港南区芹が谷１丁目26番20号　佐武ＡＰ　Ｎｏ２―201号、開始決定時の住所北海道檜山郡江差町字津花町44番地の１
破産者　越前　敏廣
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３１号
福島市沖高字吉原１番地の24、従前の住所福島市笹谷字稲場22番地の19　201―レクエルドⅠ、住民票上の住所福島県伊達市保原町字弥生町20番地18
破産者　遠藤　浩二
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

第明治三十二種郵便物認可